

徳島県特別支援教育就学奨励事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号。以下「法」という。）の規定及びその趣旨に基づいて徳島県（以下「県」という。）が支弁する特別支援教育就学奨励費（以下「奨励費」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものである。

(目的)

第2条 教育の機会均等の趣旨に則り、かつ、特別支援学校への就学の特殊事情に鑑み、県が特別支援学校等へ就学する幼児、児童又は生徒について必要な援助を行うことで、特別支援教育の普及奨励を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 県立学校 県の設置する特別支援学校及び県の設置する中学校
- (2) 児童等 県の設置する特別支援学校に就学する幼児、児童若しくは生徒又は県の設置する中学校に就学する学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に規定する障害の程度に該当する生徒
- (3) 保護者等 児童等のうち幼児、児童又は未成年の生徒については、学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者、成年に達した生徒についてはその就学に要する経費を負担する者

(関係規程)

第4条 奨励費の取扱いについては、法及び次の各号に掲げる規程の定めるところによるものとする。

- (1) 特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和29年政令第157号。以下「令」という。）
- (2) 特別支援学校への就学奨励に関する法律施行規則（昭和29年文部省令第20号。）
- (3) 特別支援教育就学奨励費負担金等及び要保護児童生徒援助費補助金交付要綱（昭和62年5月22日文部大臣裁定。）
- (4) 特別支援学校への就学奨励費に関する法律施行令第2条の規程に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定要領（平成26年4月1日付け26文科初第27号通知。）
- (5) 特別支援教育就学奨励費負担金等に係る事務処理資料（文部科学省初等中等教育局特別支援教育課編。）

(支弁対象者及び経費)

第5条 奨励費を支弁する対象者は児童等の保護者等とし、その対象となる経費は次に掲げるとおりとする。

- (1) 教科用図書購入費
- (2) 学校給食費
- (3) 通学に要する交通費

- (4) 帰省に要する交通費
- (5) 付添人の付き添いに要する交通費
 - ア 通学に要する交通費
 - イ 帰省に要する交通費
- (6) 職場実習に要する交通費
- (7) 交流及び共同学習に要する交通費
- (8) 学校附設の寄宿舎居住に伴う経費
 - ア 寝具購入費
 - イ 日用品等購入費
 - ウ 食費
- (9) 修学旅行費
 - ア 本人経費
 - イ 付添人経費
- (10) 校外活動等参加費
 - ア 本人経費
 - イ 付添人経費
- (11) 職場実習宿泊費
- (12) 学用品・通学用品購入費
- (13) 新入学児童生徒学用品・通学用品購入費

(保護者が提出する書類)

第6条 保護者等は、毎年度、別に定める収入額・需要額調書を就学する学校の校長に提出しなければならない。ただし、児童等が児童福祉法（昭和22年法律第164号）による児童福祉施設又は指定療育機関等に入所又は入院し、当該施設等において就学に係る措置費又は療育の給付を受けている場合はこの限りではない。

2 前項に規定する収入額・需要額調書には、世帯の収入額が令第2条第3号に該当すると自ら認め、受給を辞退する場合を除き、収入に関する市町村の証明書を添付しなければならない。なお、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者である児童等の保護者等は、収入に関する市町村の証明書に代え、要保護者であることを証明する書類を添付するものとする。

(支弁区分の決定)

第7条 県立学校の校長は、前条第1項の規定により収入額・需要額調書の提出があったときは、その内容を調査の上、県教育委員会に提出しなければならない。

2 県教育委員会は、前項の規定により収入額・需要額調書の提出があったときは、その内容を審査の上、令第2条に規定する支弁区分を決定し、校長に通知する。

3 校長は、前項の規定により支弁区分が通知されたときは、支弁区分を保護者等に通知しなければならない。

(支弁区分の変更)

第8条 県教育委員会は、世帯の状況に著しい変動があり、改めて支弁区分の決定を行うことが適当であると認められる場合は、年度途中において支弁区分の変更をすることができる。

(障害の程度の認定)

第9条 第3条第1項第2号の規定による学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度は、県教育委員会が徳島県教育支援委員会の意見を徴し認定する。

2 前項による認定を受けようとする生徒の保護者は、学校長を経由して県教育委員会に障害の程度の認定の申請をするものとする。

(経費の支給)

第10条 奨励費は、県立学校の校長が金銭をもって当該学校に就学する児童等の保護者等に支給する。ただし、令第4条に規定する特別の事情がある場合は、現物をもって支給することができる。

2 支給の時期は、各県立学校の校長が決定する。

(調査及び報告)

第11条 県教育委員会は、必要に応じて奨励費の支給に関する調査を行い又は校長から報告を求めることができる。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、奨励費の支弁に関し必要な事項は、県教育委員会が別に定める。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。